

新	旧
<div data-bbox="388 556 1228 787" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 80%;"><p>建築基準法第43条第2項第1号 の規定に基づく認定基準</p></div> <div data-bbox="736 1436 943 1514" style="text-align: center; margin: 20px auto;"><p>令和5年12月 (2023年)</p></div> <div data-bbox="647 1705 1032 1738" style="text-align: center; margin: 20px auto;"><p>吹田市都市計画部開発審査室</p></div>	<div data-bbox="1679 556 2519 787" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 80%;"><p>建築基準法第43条第2項第1号 の規定に基づく認定基準</p></div> <div data-bbox="2036 1436 2243 1514" style="text-align: center; margin: 20px auto;"><p>令和3年4月 (2021年)</p></div> <div data-bbox="1932 1705 2318 1738" style="text-align: center; margin: 20px auto;"><p>吹田市都市計画部開発審査室</p></div>

新	旧
<p>建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定基準</p>	<p>建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく認定基準</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 ----- (略) -----</p> <p>↳</p> <p>(運用の原則)</p> <p>第2条 ----- (略) -----</p> <p>(用途・規模)</p> <p>第3条 認定に係る建築物 <u>(その用途または規模の特殊性により法第43条第3項の条例で制限が付加されているものを除く。)</u> は、次の各号に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) <u>次のア及びイに掲げる道の区分に応じ、当該ア及びイに掲げる用途であること。</u></p> <p>ア <u>第2条第1項第1号に該当する道 法別表第1 (い) 欄 (1) 項に掲げる用途以外の用途</u></p> <p>イ <u>第2条第1項第2号に該当する道 一戸建ての住宅、長屋又は法別表第2 (い) 項第2号に掲げる用途</u></p> <p>(2) <u>延べ面積 (同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計) が500㎡以内であること。</u></p> <p>(3) 容積率の限度は160%とする。</p> <p>(4) <u>その敷地が接する道を前面道路とみなした場合に法第56条の規定に適合するものであること。</u></p> <p>----- (略) -----</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 ----- (略) -----</p> <p>↳</p> <p>(運用の原則)</p> <p>第2条 ----- (略) -----</p> <p>(用途・規模)</p> <p>第3条 認定に係る建築物は、次の各号に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 延べ面積 (同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計) が200㎡以下で、一戸建ての住宅 (専用住宅 (2世帯住宅を含む。)) であること。</p> <p>(2) 容積率の限度は160%とする。</p> <p>(3) その敷地が接する道を前面道路とみなした場合に法第56条の規定に適合するものであること。</p> <p>----- (略) -----</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この基準は、平成31年 2月15日から施行する。</p> <p>この基準は、令和 3年 4月 1日から施行する。</p> <p>この基準は、令和 5年12月13日から施行する。</p>	<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>この基準は、平成31年 2月15日から施行する。</p> <p>この基準は、令和 3年 4月 1日から施行する。</p>

新	旧
(以下 省略)	(以下 省略)